

船舶事故等調査報告書

平成24年6月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第178号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年7月8日 09時30分ごろ	
発生場所	<p>広島県大崎上島町長島北方沖</p> <p>広島県呉市所在の伝太郎鼻灯台から真方位319° 2.2海里（M）付近</p> <p>（概位 北緯34° 08.2′ 東経132° 25.2′）</p>	
事故等調査の経過	<p>平成23年10月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。</p> <p>原因関係者から意見聴取を行った。</p>	
<p>事実情報</p> <p>船種船名、総トン数</p> <p>船舶番号、船舶所有者等</p>	<p>A 押船 第八十八<sup>しょうえい</sup>昭栄丸、197トン</p> <p>135263、株式会社砂川組</p> <p>B 漁船<sup>ほうえい</sup> 豊栄丸、6.6トン</p> <p>HS2-3275（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>船長A、五級海技士（航海）</p> <p>船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A なし</p> <p>B 左舷側ブルワークに小さな亀裂</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aほか3人が乗り組み、空船のバージを押し、平成23年7月8日09時00分ごろ長島の北方沖に着いたが、到着する前、船長Aは、入航する進路の近くにB船が錨泊しているのを確認していた。</p> <p>A船は、バージをその場所に残して出発地に引き返すこととなり、バージとの結索を解き、約1分間、推進機関を極微速力で後進に操作したところ、09時30分ごろ、伝太郎鼻灯台から真方位319° 2.2M付近において、A船の船尾左舷が、後方海域で錨泊しつつ漁具の手入れを行っていたB船の左舷側ブルワークと衝突した。</p> <p>B船は、左舷側ブルワークに亀裂を生じたものの、航行や操業には影響がなく、漁も盆前で繁忙期であったので、本事故以降も出漁を繰り返した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1～2、視程 約4km</p> <p>海象：海上 平穏</p>	
その他の事項	<p>バージの寸法は、長さ100.0m、幅20.0m、深さ4.2mであった。</p> <p>B船は、A船が後進を開始するとき、約100m後方で錨泊していた。</p>	
分析	乗組員等の関与	A あり、B 不明
	船体・機関等の関与	A なし、B 不明
	気象・海象の関与	A なし、B 不明
	判明した事項の解析	A船は、長島北方沖において出航する際、船長Aが、推進機関を後進に操作しようとした

	<p>が、船尾方の適切な見張りを行っていなかったことから、錨泊しながら漁具の手入れを行っていたB船に気付かず、極微速力で後進し、A船の左舷船尾とB船の左舷側ブルワークとが衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、長島北方沖に到着する前、錨泊していたB船を確認したものの、30分後に出航するとき、B船のことを忘れてしまったものと考えられる。</p> <p>B船は、錨泊して漁具の手入れを行っていたものと考えられるが、船長Bから十分な情報が得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、A船が、長島北方沖において出航する際、船長Aが、推進機関を後進に操作しようとしたが、船尾方の適切な見張りを行っていなかったため、船尾方で錨泊中のB船に気付かず、後進したところ、B船と衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 推進機関を前後進に切り替えるときには、航行方向の安全を確認すること。</li> </ul>